財團法人協調會

五、茲ニ廿九日午前九時一先ツ帰店シ今日ノ聴取ノ事ヲ休業シ
翌三十日ヲ就業セリ
六、最後ニ懇ニ挨拶セシ事ニ当リ列シ金一百円ヲ交付セリ

(四)、紹見信用組合製糸工場（八ノ五ハ三）
所在地、長野縣伊那郡紹見村
從業者、男八名 女一一六名 計一二四名
参加者 女九三名
來回説陳述、
今工場現業者ハ服業ニ係リ調査ノ同意ヲ平素女[illegible]工ニ対シ能
擾業ヲ行ヒ模範ノ者アリシカ四月十日然ルニ男女ノ職工ノ興行ニ
就覧セシメ候処路傍ニ停止シ居タリシ現業者カ関与セシ
居ル男一層ノ成績ヲ増シ同十日全員業者二十八名ヲ招集シ

左ノ理由ニ拠レリ。

記

一、右ハ従業者ヨリ
(イ)、工女ニ対シ不平等ナリ。
(ロ)、経営者カ何ノ為ニ休ケシメタルカ疑問
(ハ)、工女ニ対シ完全ナ無自覚ナリ。
(ニ)、女工ノ意思ヲ無視シテ人格ヲ無視
(ホ)、時間ノ不励行
(ヘ)、運動ノ不注意
(2)、当局監督者ノ要求
(イ)、事業主ノ活動カ足ラナイ。
(ロ)、機械カ故障ヲ生ジナイ完全ニ修繕出来ナイ。
(ハ)、工女ニ対シ経営者ノ完全ナ業務カラヌ。